

NHK との受信契約の解約とその要件

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成28年7月20日
【事件番号】 平成27年（ワ）第26582号
【事件名】 受信料等請求反訴事件
【裁判結果】 認容
【参照法令】 放送法64条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25543541

事実の概要

Yは、平成27年5月31日、Yの自宅に、X（NHK）の行う地上系によるテレビジョン放送を受信することのできるデジタル放送対応テレビ（以下、「本件受信機」）を設置した。Yは、Xの提訴に先立ち、Xに対し受信料債務が存在しないことの確認を求める本訴を提起したが、Xから反訴が提起された後に、本訴を取り下げた。Yは、平成28年3月26日、Xとの間で、日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）を契約内容とする受信契約を締結した。Yが平成28年2月分までの受信料を支払ったため、Xは、同年3月分の未払受信料の請求に係る部分を除き、反訴を取り下げた。その結果、本件においては、Y主張の解約に関する効力のみが争われることになった。

Yは、平成28年3月26日、Xに対し、Xの放送だけを映らないようにするカットフィルター（以下、「本件フィルター」）¹⁾を自宅の壁内の空間に埋め込む工事（以下、「本件工事」）をしたことにより、本件受信機はXの放送を受信することができなくなったため、受信規約9条1項の「受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったとき」に該当するとして、同項に基づき、受信契約の解約届を提出した。そのうえで、Yは、同契約は解約されたから、同月分の受信料の支払義務を負わないと主張した。Yが、受信規約9条1項に該当すると主張する理由は、次の通りである。Yは、平成28年3月1日、本

件フィルターの開発者に施工を依頼して、自宅のアンテナコンセントが設置された壁内の空間に、Xの行う地上系によるテレビジョン放送のデジタル信号を遮断する装置である本件フィルターを埋め込んで、アンテナケーブルと接続する配線工事を行った。その結果、本件受信機でXの放送を受信することはできない状態にある。

これに対して、Xは、Yが本件フィルターを自宅の壁内の空間に埋め込む工事を行ったとしても、Yの意思次第で本件フィルターを取り外すことが可能な状態にあることには変わりがないとして、受信契約に基づき、平成28年3月分の未払受信料1,310円の支払いを求めた。

判決の要旨

本判決は、Yによる解約届の提出によって解約されることはなく、Yは平成28年3月分の受信料の支払義務を免れないと判断した。その理由は、次の通りである。

「放送法及び本件規約が受信設備の『設置』という外形的事実を基準として、これに当てはまる者に放送受信契約の締結を義務付け、その者がXの放送を実際に視聴するか否かにかかわらず、等しく受信料の支払義務を負担させるものとしていることに照らすと、本件規約9条が定める同契約の解約の要件に当たるか否かについても、同様の外形的事実を基準として判断すべきものと解するのが相当である。Yは、本件工事を行ったこと

により、本件受信機でXの放送を受信することはできない状態にあると主張するが、Yの主張によっても、Yの自宅にXの行う地上系によるテレビジョン放送を受信する機能を有するデジタル放送対応テレビが設置されているという外形的事実に変わりはなく、Yが本件工事の施工を依頼した者に復元工事を依頼するなどして本件フィルターを取り外せば、本件受信機でXの放送を視聴することができるのであるから、本件フィルターが取り付けられたことによりXの放送のデジタル信号が遮断されて現にXの放送を視聴することができない状態にあるとしても、これをもって、Yが『受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなった』ということとはできない。

判例の解説

一 本件事案の特徴

放送法のなかには、受信契約の解約について定めた規定は置かれておらず、受信規約のなかに規定が置かれている。受信規約9条は、受信契約の解約について、「放送受信契約者が受信機²⁾を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない」として届け出を要する事項を定めたうえで(1項)、「NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする」と定めている(2項)。

本件では、テレビを設置した状態のまま、自己の意思でフィルターを取り付けてNHKの放送を受信することができない状態にした場合に、「受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなった」(受信規約9条1項)といえるのが争点となった。本判決は、この場合において、同項の要件を満たしていないとした初めての裁判例である。

従来、解約をめぐり、受信規約9条それ自体の妥当性・有効性が問われてきた。具体的には、廃止等の届け出がなければ解約は認められないのか(裁判例は、受信機の廃止とその届け出がない場合には、解約を認めていない³⁾)、受信規約9条は消費者契約法10条に該当して無効なのか(裁判例は、

消費者契約法10条該当性を否定している⁴⁾)が争われてきた。本件では、受信規約9条それ自体の妥当性・有効性が問われたわけではなく、契約者がNHKを受信できないフィルターを取り付けた場合に、受信規約9条の要件を満たすのかが争われた点に特徴がある。

二 本判決の理論構成——外形的事実論

放送法64条1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定めている。また、受信規約1条は、「受信機……のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置……した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない」と定めている⁵⁾。本判決は、上記受信契約の締結に関する規律を踏まえて、受信設備の設置という外形的事実を基準として受信契約の締結義務および支払義務を負わせていることから、受信規約9条が定める解約の要件に当たるか否かについても、外形的事実を基準として判断すべきであると考えている。この論理に基づき、Yがフィルターを取り付けたとしても、外形的事実に変わりはないとして、受信規約9条が定める解約要件を満たしていないと判断した。本判決がこのような結論に至った背景として、次の2点を挙げるができる。

第1に、本判決は、受信設備の設置という外形的事実により、私法上受信契約の締結義務を負うことを前提としている。「これに当てはまる者に……受信料の支払義務を負担させるものとしている」と判示しており、この判示内容は、受信契約を強制的に締結させることができることを所与のものとしているからである。

第2に、本判決は、締結段階の規律を踏まえて消滅段階の問題、すなわち解約の要件充足性を判断している。受信設備の設置という外形的事実により私法上受信契約の締結義務を負うから、解約という形で受信契約の効力を消滅させることが認められるかを判断するにあたっては、締結義務を生じさせる根拠となった外形的事実を基準とすべきであるとの考え方である。

三 放送法 64 条 1 項の法的位置づけとの関係

1 締結段階の規律と消滅段階の規律の密接不可分性

本判決と同様、裁判例は、受信契約における締結段階の規律と消滅段階の規律を関連させて論じてきた。東京高判平 22・6・29（判時 2104 号 40 頁）は、受信規約 9 条の消費者契約法 10 条該当性が争われた事案において、放送「法 32 条（筆者注：現在の放送法 64 条）が放送受信契約の締結を義務づけ、放送受信規約 9 条はこのことと同趣旨のことを定めるものであって（法 32 条が適用されることは、消費者契約法 11 条 2 項）、法 32 条は、当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定と解されることからすれば、そもそも、法 32 条と異なる契約を締結することができない場合であって、消費者契約法 10 条が適用され得る余地はない」と判示した。また、旭川地判平 24・1・31（判時 2150 号 92 頁）は、「旧法 32 条 1 項（新法 64 条 1 項）の規定は合理性を有し有効な規定であるところ、同規定によれば、X の放送を受信することができる受信設備を設置している限り、受信契約の締結を義務付けているから、受信設備の廃止についての立証がない限り、受信契約の終了を認めることはできない」と判示した。これらの裁判例は、放送法 64 条 1 項（締結段階の規律）を踏まえて受信規約 9 条（消滅段階の規律）の解釈を行っている。

松本恒雄教授（現国民生活センター理事長）は、受信機を廃止しない限り受信契約を解約することが私法上もできず、解約の意思表示は無効なのかどうかという問題について、放送法 64 条 1 項の契約締結が私法上強制し得るものなのかどうかという問題と同質の問題であるという⁶⁾。

2 放送法 64 条 1 項と受信規約 9 条

次に、放送法 64 条 1 項の効力として受信契約の強制的締結が認められるか否か⁷⁾という点に着目して、受信規約 9 条の要件を満たさずになされた解約の効力をどう考えるのか、その解釈の方向性を整理する。

強制的締結を肯定する立場は、本判決のような外形的事実を基礎とした解釈と親和的であるように思われる。強制的締結肯定説は、受信設備を設

置した以上、受信者の意思に基づく契約締結の拒絶を認めない（契約の締結段階）。これを踏まえると、受信機の廃止等、外形的事実に変更が加えられない限り、契約者の意思に基づく解約を認めることはできない（契約の消滅段階）。強制的締結肯定説によれば、受信規約 9 条は何ら問題のない有効な規定である。したがって、契約者の意思でフィルターを取り付けたとしても、解約をすることは認められないという帰結となる。

これに対して、強制的締結を否定する立場は、本判決のような外形的事実論には問題があり、受信機の廃止等がなされていなくても解約を認めるべきであるとの解釈と親和的であるように思われる。放送法 64 条 1 項を訓示規定と位置づける松本恒雄教授、平野裕之教授は、次のように論じている。松本教授は、民法の一般理論によれば、期間を定めていない継続的契約はいつでも解約申入れをすることができるのが原則であると述べたうえで、放送法に民法の原則を制限するだけの公益目的があり、かつその旨が明記されていると解釈することができるかどうかの問題となるとの問題提起を行っている⁸⁾。平野教授は、受信規約 9 条自体を問題視すべきであるとして、放送法 64 条 1 項が訓示規定であるならば、解約を制限できないことになり、受信規約 9 条も訓示規定である以上、その要件を満たさずになされた解約も有効というべきである旨を論じている⁹⁾。強制的締結否定説は、受信設備を設置した場合であっても、受信契約の締結または締結拒絶の判断を受信者の意思に委ねている（契約の締結段階）。これを踏まえると、受信機の廃止等を問わず、契約者の意思に基づく解約を認めるべきであるとの解釈が成り立ち得ることになる（契約の消滅段階）。

四 本判決の評価

1 本判決の批判的検討

筆者は、放送法 64 条 1 項の効力として受信契約の強制的締結が認められるか否かという問題に関して、契約自由との関係を踏まえると、受信契約の強制的締結を認めることはできない旨を論じてきた（強制的締結を否定する立場である）¹⁰⁾。放送法 64 条 1 項は、受信契約を締結するか否かについて受信者の善意・自発性に委ねた訓示規定で

あり、NHKが受信者に対して契約締結を求める際の説得をするための材料となる規定にすぎない。これと平行に考えれば、解約の際には、解約の自由という原則が妥当する。受信規約9条は訓示規定であるため、受信機の廃止等を問わず、契約者の意思に基づく解約を認めるべきである。

本件では、フィルターを取り付けて現にNHKの放送を視聴することができない状態にある。もっとも、解約が認められるか否かについては、NHKの放送を視聴することができない状態にあるのかという観点からではなく、契約者が解約の意思を示しているのかという観点から判断されるべきである。契約者が解約の意思を示しているにもかかわらず、解約を認めなかった本判決の解釈には疑問がある。

仮に、受信規約9条が訓示規定ではなく、同条の要件を満たさずになされた解約を認めない旨の規定であるならば、受信機の廃止等、届け出、NHKによる確認という一連の手続きを要する受信規約9条は消費者契約法10条に該当して無効であるとする解釈の可能性も考えられるところである。受信規約9条が消費者契約法10条に該当するか否かについては、民法上の解約の自由という一般法理と比べて、消費者（契約者）の権利を制限しているといえるのか（前段要件）、上記一連の手続きは「消費者の利益を一方的に害する」ものであるといえるのか（後段要件）という点をいかに評価するのかが問われているといえることができるであろう。

2 今後の課題——「設置」の範囲とその限界

本件では、受信規約9条の要件該当性を判断するにあたり、受信設備の設置という外形的事実をどう評価するのかが問題となっている。この他にも、近時、「設置」をめぐる、次の点が争われている。第1に、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話の「携帯」は放送法64条1項の「設置」に当たるのかという点である（さいたま地判平28・8・26〔LEX/DB25543507〕は、設置に当たらないとして受信契約の締結義務はないと判断した）。第2に、テレビが備え付けられた賃貸住宅に入居した住民は、同項の「受信設備を設置した者」に当たるのかという点である（東京地判平28・10・27〔朝

日新聞2016年10月28日朝刊2面34頁〕は、「受信設備を設置した者」に当たらないとして、住民がNHKと締結した受信契約は無効であると判断した）。いずれも受信者側の主張が認められた。「設置」という受信契約制度の骨格部分をいかに規律すべきなのかという問題を踏まえながら、受信契約制度自体を再検討する必要があるように思われる。

●——注

- 1) このフィルターは、「イラネッチケー」と呼ばれている。
- 2) なお、NHKは、「NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備」を「受信機」と表記している（受信規約1条2項）。
- 3) 川崎簡判平23・1・18（LEX/DB25471646）、横浜地判平23・7・13判時2128号76頁等。
- 4) 東京地判平21・7・28判時2053号57頁、東京高判平22・6・29判時2104号40頁等。
- 5) この他にも、設置について定めた規定として、「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」（受信規約4条1項）、「放送受信契約者は、受信機の設置の月から……放送受信料……を支払わなければならない」（同5条1項）等がある。
- 6) 松本恒雄「締約強制の私法上の効果——放送法32条1項における受信契約を素材とした公私協働論に向けて」川村正幸先生退職記念『会社法・金融法の新展開』（中央経済社、2009年）442頁。
- 7) 受信契約の強制的締結の可否について、詳しくは、谷江陽介『締約強制の理論——契約自由とその限界』（成文堂、2016年）36頁以下、118頁以下参照。なお、この問題を含めた受信契約の締結に関する問題について、最高裁は、2016年11月2日、大法廷で審理することを決めた（朝日新聞2016年11月3日朝刊3面3頁）。最高裁大法廷の判決が注目される。
- 8) 松本・前掲注6）442頁。
- 9) 平野裕之「放送法64条1項と民法414条2項但書——契約と制度と私的自治」法学研究87巻1号（2014年）32頁。
- 10) 谷江・前掲注7）118頁以下。

立命館大学准教授 谷江陽介